

8月1日から

国民健康保険被保険者証・ 後期高齢者医療被保険者証の更新について

問 町民生活課 保険年金係 内線 2114 ~ 2116

現在お使いの被保険者証の有効期限は、**令和4年7月31日**までです。

新しい被保険者証は、7月下旬までに郵送します。国民健康保険の加入者には、世帯主様宛てにご家族分をまとめて、後期高齢者医療保険の加入者には、各個人宛てにお送りします。8月になっても届かない場合はご連絡ください。

【国民健康保険被保険者証】

色は「若草色」⇒「桃色」に変わります。

愛媛県
国民健康保険 有効期限 令和5年7月31日
被保険者証 交付年月日 令和4年8月1日
記号 番号 ××××××× (枝番) ××
資格 一般
氏名 鬼北 太郎 性別 男
住所 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
生年月日 昭和××年×月×日 世帯主名 鬼北 太郎
適用開始年月日 令和××年×月×日
交付者住所 愛媛県北宇和郡鬼北町 保険者番号 381004
大字近永800番地1
TEL (0895) 45-1111 交付者名 鬼北町

【後期高齢者医療被保険者証】

色は7月発送分は「薄桃色」⇒「青色」

9月発送分は「青色」⇒「薄緑色」となります。

後期高齢者医療 有効期限 令和4年9月30日
被保険者証 被保険者番号 ××××××××
住所 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
氏名 鬼北 花子
生年月日 昭和××年×月×日 性別 女
資格取得年月日 平成××年×月×日
発行期日 平成××年×月×日
交付年月日 令和4年8月1日
一部負担金の割合 ×割
保険者番号・名称 39384888 愛媛県後期高齢者医療広域連合

◆新しい被保険者証について

必ず8月1日から使用してください。また、住所、氏名など記載内容を確認し、誤りがある場合はご連絡ください。

◆古い被保険者証について

有効期限の過ぎた古い被保険者証は回収しません。ご自身で裁断するなどして処分してください。

◆保険税(料)に未納がある場合

被保険者証が交付できない場合があります。未納がある場合は、早急にお支払いください。なお、納付期限までにお支払が困難な場合や分割納付などの相談が必要な場合は、町民生活課課税管理係までご連絡ください。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

有効期限は7月31日までです。

◎国民健康保険の加入者

引き続き交付を希望される場合は、次のものを持って、町民生活課または日吉支所で手続きをしてください。

- ①来庁者の身元確認書類 (免許証、個人番号カードなど)
- ②被保険者証
- ③過去1年間に91日以上入院がある場合は、入院時の領収書 (区分才または低所得者Ⅱの方)

◎後期高齢者医療保険の加入者

負担区分に変更がなく、未納がない場合は、被保険者証と一緒に郵送します。

※後期高齢者医療被保険者証につきましては、制度の変更に伴い、7月下旬(有効期限令和4年9月30日)と9月下旬(有効期限令和5年7月31日)の2回に分けて加入者全員に有効期限等異なる被保険者証を発送いたします。有効期限や負担割合等にお間違いがないか十分に確認をして使用してください。